



ふじよしだ 議会だより

第148号

リフレふじよしだ新春祭り

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

3月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	本会議 (開会) 14:00				本会議 (一般質問) 13:00	
8	9	10	11	12	13	14
	本会議 (一般質問) 13:00	予算 特別委員会		予算 特別委員会	予算 特別委員会	
15	16	17	18	19	20	21
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		春分の日	
22	23	24	25	26	27	28
	本会議 (閉会) 14:00					

本会議・常任委員会を傍聴しませんか？

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本 会 議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

12月定例会

富士吉田市一般会計補正予算等を可決

令和元年12月定例会は、12月5日開会され、16日間の会期を終えて12月20日に閉会しました。

この定例会では、債権の放棄の報告1件、富士吉田市行政組織条例など条例の一部改正6件、富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例の制定1件、令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）など補正予算7件、工事請負契約の締結1件、富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任1件、人権擁護委員の推薦1件、合計18件の市長提出議案に加え、議員提案による

富士吉田市議会委員会条例など条例の一部改正2件、富士吉田市「転倒予防都市宣言」を求める請願1件、それに付随した意見書1件、合計22件をすべて可決、同意、採択しました。

市政に対する一般質問は、8人の議員が行いました。

●議会だより編集委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 渡辺 利彦 |
| 副委員長 | 勝保 米治 |
| 委員 | 渡辺 幸寿 |
| | 桑原 守雄 |
| | 小俣 光吉 |
| | 前田 厚子 |

●12月定例会 会期日程							日程	内容
12月5日							12月5日	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 本会議
12月							12月	本会議 ○市政一般質問 本会議
13日							13日	総務経済委員会 ○付託議案の審査 文教厚生委員会 ○付託議案の審査
16日							16日	建設水道委員会 ○付託議案の審査 本会議
17日							17日	○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 （議員の提案含む） ○各議案の採決
18日							18日	○富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について ○人権擁護委員の推薦について （閉会）
20日							20日	

◇議案審議◇

報告案件・即決案件の内容

●報告第13号

債権の放棄について

【内容】

徴収不能な水道料金1
67万7779円につい
て、債権を放棄したもの。

●議案第69号

工事請負契約の締結に
ついて（緊急情報伝達シ
ステム整備工事）

【内容】

契約金額2億7423
万2200円で、富士五
湖エンジニアリング株式
会社と契約しようとする
もの。

●議案第71号

令和元年度富士吉田市
下水道事業特別会計補正
予算（第3号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ
309万8千円を減額し、
総額を13億2595万9
千円とするもの。

528万1千円を減額す
るもの。

●議案第73号

令和元年度富士吉田市
介護保険特別会計補正予
算（第2号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ
542万6千円を減額し、
総額を45億2682万4
千円とするもの。

入金720万5千円を追
加し、歳出では、一般職
給、職員手当等の person
費720万5千円を追加す
るもの。

●議案第75号

富士吉田市固定資産評
価審査委員会委員の選任
について

【内容】

委員の小俣秀夫氏の後
任に、富士吉田市新屋3
54番地、小俣作治氏を
選任するもの。

●議案第76号

人権擁護委員の推薦に
ついて

【内容】

委員の渡邊政次氏の後
任に、富士吉田市新町四
丁目6番10号、杉本久香
氏を法務大臣に対し推薦
するもの。

●議案第72号

令和元年度富士吉田市
国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ
528万1千円を減額し、
総額を52億5852万2
千円とするもの。

●議案第74号

令和元年度富士吉田市
看護専門学校特別会計補
正予算（第1号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ7
20万5千円を追加し、
総額を2億2442万1
千円とするもの。

●議案第68号

富士吉田市職員給与条
例の一部改正について

【内容】

人事院及び山梨県人事
委員会における本年度の
勧告並びにこれらに伴う
公務員給与の改定等に鑑
み、所要の改正を行うも
の。

人事院及び山梨県人事
委員会における本年度の
勧告並びにこれらに伴う
公務員給与の改定等に鑑
み、特別職の期末手当を
引き上げるもの。

●議案第70号

令和元年度富士吉田市
一般会計補正予算（第5
号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ
458万2千円を減額し、
総額を253億5020
万7千円とするもの。

歳入では、前年度繰越
金458万2千円を減額、
歳出では、一般職給、職
員手当等の person
費201
万8千円を増額し、他会
計繰出金660万円を減
額するもの。

【内容】

歳入では、一般会計繰
入金528万1千円を減
額し、歳出では、一般職
給、職員手当等の person
費

歳入では、一般会計繰

委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

□建設水道委員会

総務経済委員会

●審査案件

①議案第60号

富士吉田市行政組織条例の一部改正について

②議案第61号

富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

③議案第65号

令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、市政進展のための特命事業等を軌道に乗せたことに伴い、まちづくり部を廃止し、事業推進と役割分担を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと

決しました。

なお、審査の中で、まちづくり部が廃止されても、ふるさと寄附推進事業について、今後もしっかりと事業を行っていくよう意見がありました。

②本案は、「富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」の一部改正でありまして、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」の施行による「公職選挙法」の一部改正に伴い、選挙公報の掲載文について電磁的記録による提出を可能とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、令和元年度富士吉田市一般会計補正予算第4号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ3億361万7千円を追加し、総額を253億5478万9千円とするものであります。

歳入では、地方交付税2億5370万8千円、民生費国庫負担金1億101万8千円等を増額し、前年度繰越金9064万7千円を減額するものであります。

歳出では、介護給付事業費1億3613万円、富士五湖広域行政事務組合負担金事業費6908万6千円、児童扶養手当支給事業費5855万6千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第62号

富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

②議案第63号

富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について

③議案第66号

令和元年度富士吉田市一般会計補正予算第4号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ3億361万7千円を追加し、総額を253億5478万9千円とするものであります。

あります。

歳出では、介護給付事業費1億3613万円、富士五湖広域行政事務組合負担金事業費6908万6千円、児童扶養手当支給事業費5855万6千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

介護保険特別会計補正予算（第1号）

④請願第2号

富士吉田市「転倒予防都市宣言」を求める請願について

●審査結果

①本案は、「富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等の一部改正でありまして、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等が官報正誤により訂正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

りまして、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」等が官報正誤により訂正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例」の一部改正でありまして、助成対象年齢を満18歳までに引き上げ、更なる子どもの保健の向上に寄与し、保健福祉の増進を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今回の医療費助成対象年齢の引上げに伴い、多額の公費が投入されることについて、助成対象となる保護者の方々も含め、多くの市民に対し十分な理解を得られるよう制度周

知に努めていただきたい。
また、定住促進という観点からも有効な施策であるので、この点も踏まえ事業の推進を図っていただきたい、との2点の要望がありました。

③本案は、令和元年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ6055万7千円を追加し、総額を45億3225万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金6055万7千円を増額するものであります。

歳出では、介護給付費準備基金積立金5478万7千円、介護保険償還金577万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本件は、「転倒予防都市宣言」を行い、子供から高齢者までの多くの市民に転倒予防の重要性を広め、健康寿命を延ばす

とともに、安心・安全な市民生活を送れる健康社会を構築する必要があると

する願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

建設水道委員会

● 審査案件

① 議案第64号

富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

のと決しました。

なお、審査の中で、水洗化率向上を図るべく、下水道の利用促進に向けた取組みを今後に進めるよう要望がありました。

● 審査結果

① 本案は、「富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例」の制定でありまして、富士吉田市下水道事業に「地方公営企業法」第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、同法第4条の規定により下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきも



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

羽田 幸寿 議員



①富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について

●1回目の質問

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備について、私は過去、平成24年9月定例会、平成25年6月定例会と2回にわたり一般質問をした。

しかしながら、周辺地域が農業振興地域であり、具体的な開発整備は困難とのことで現在に至っている。ところが、4月の富士吉田市長選挙における堀内市長の選挙公約「拓く」の中に、

利用が予想されるところである。

富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺の開発整備が掲げられ、私としては、大変驚いた反面、嬉しく思っている。

周辺地域は、近隣企業の従業員の駐車場がいくつもあり、ここが農業振興地域なのかと思ってしまう現状である。過去、堀内市長から、農業振興地域にふさわしい農業活性化の核となるような施設整備を含めた計画を検討していきたいとの答弁をいただいたが、どのような開発整備を考えているのか堀内市長にお尋ねする。

●1回目の市長答弁

富士吉田西桂スマートインターチェンジは、昨年8月6日に全線が開通し、富士北麓地域の玄関口として大いに活用されている。また、現在建設中の橋梁が完成することで、より多くの

方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき、事業者によって策定される「地域経済牽引事業計画」で都道府県知事の承認を受けた事業においては、農業振興地域に対し農業以外の土地利用が可能となるものである。

このような背景から、富士吉田市長選におけるマニフェストにおいて、その思いを掲げたところである。

法律の施行後、山梨県は県内市町村と共同して策定した地域未来投資促進法に基づき「やまなし未来ものづくり推進計画」を平成29年9月29日付で国の同意を受け、さらに、本市と協議する中で、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺を、法律に基づき「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」に指定し、本年3月に国の同意を得たところである。

このような中、国は地域の特性をいかした事業の生み出す経済的效果に着目し、企業立地支援法を全面改正して、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」いわゆる「地域未来投資促進法」を平成29年7月31日に施行した。この法律では、法の基本方針に基づき、地

道富士吉田西桂線の整備の進捗状況に合わせながら、農業活性化の施設整備に限らず民間活力の活用や企業立地の推進を図り、産業集積等当該区域の開発整備を検討していく。

●2回目の質問

国による「地域未来投資促進法」に基づき「やまなし未来ものづくり推進計画」により、富士吉田西桂スマートインターチェンジ周辺を法律に基づき、「特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域」に指定され、堀内市長の尽力による開発整備の環境は、整ったものと思う。

●2回目の市長答弁

まず、この法律において、特に重点的に地域経済牽引事業を促進する区域として「重点促進区域」を指定することにより、あらかじめ工業団地を先行整備することはできないが、対象となるロボット製造産業等の生産用機械関連産業や医療機器関連産業、IoTを支えるものづくり関連産業、中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野等の事業者が、当該区域における事業計画を作成し、知事の承認を得た場合には、例外的に農地転用許可等、この重点促進区域のメリットを最大限活用できるものである。

次に、具体的にどのような進めていくかについてで

あるが、これまで比較的大規模な企業の立地意向があった場合、立地に適した一団の土地は、市道東富士1号線周辺など限られた場所を紹介することしかできなかったが、今後は当該区域も積極的に紹介することが可能となる。

本市としては、立地企業の意向をしつかりサポートするとともに、これまで以上に「富士吉田市企業立地促進ネットワーク事業」等の制度を活用し、企業立地の候補地として積極的に紹介していくことで、当該区域の開発整備を推進していく。

②特定空家対策について

●1回目の質問

平成30年3月定例会において、空き家対策について一般質問したが、今回は特定空家に絞って質問する。

特定空家認定について、平成30年3月定例会一般質問では、調査が終了後、富士吉田市空家等対策本部が富士吉田市特定空家等判定審議会に諮問する段階で招

集する計画であるとの答弁をいただいたが、あれから約1年8ヶ月経過するが、審議会は招集されたのか。招集されたのであれば、それにより認定された特定空家は何戸存在するのかお聞きする。

私が今さら申し上げるまでもなく、倒壊等のおそれ、衛生上の影響など、特定空家に隣接する住民の方々は日々実感しながらも、人間関係上、それを直接所有者に伝えられず、「行政を頼るしかない」、そう思っている方がほとんどだと思う。

私は、解体したくても資金面でちゅうちょされる所有者に対し有効であると考え、以前の一般質問で解体費用の補助制度をお願いした。県内市町村でも100万円を上限に補助を行っている市町村があると承知しているが、堀内市長は答弁で、「どのくらいの助成金額が効果的であるかなど調査研究し、検討していきたい」との答弁をされているが、現在の考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、富士吉田市特定空

家等判定等審議会についてであるが、審議会については本年7月に開催した。倒壊等のおそれの高い特定空家の対象となる家屋については12棟あるが、相続関係の手続き等に時間を要しているため、特定空家の認定には至っていない。現在、本年度中の特定空家の認定に向け、関係課と連携し業務を進めているところである。

次に、空き家の解体費補助制度についてであるが、空き家については、あくまでも所有者個人の財産であるので、本来、所有者自らが適正に管理すべき問題である。しかしながら、解体の意思がありながら経済的な理由により、所有者の自主解体・除却が難しい空き家はそのまま放置される可能性が高いことから、空き家の解体費補助制度を創設し、所有者に対し補助金を交付することは、特定空家の解体を促す手段としては非常に有効であると認識している。

このことから、来年度において、特定空家対策を推進するためのより実効性のある補助制度を創設していく。

●2回目の質問

「来年度に特定空家対策を推進するためのより実効性のある補助制度を創設していきたい」との答弁をいただいた。その内容については期待しているが、来年度のいつからなのかお伺いする。

一方、特定空家の対象となる家屋が12棟あるが、諸事情により認定に至っていないとの答弁だが、私は、本市が特定空家に対し、対応が遅れていると感じているが、本市の組織対応にも問題があるのではないかと思っている。

今、特定空家を含めた空き家対策は、企画部安全対策課で対応していると認識しているが、今後、全国的な問題でもある空き家問題。本市でも、空き家は確実に増加していく状況であり、その中で甲府市では、「空き家対策係」を設け、専任で対応しているが、本市は専任ではなく、他の業務との兼任で対応していると聞いている。

私は、答弁の解体費補助制度創設による業務対応など、今後、増加する特定空

家を含めた空き家対策をそれに専任できる組織構成が必要だと考えるが、堀内市長の考えをお尋ねする。

●2回目の市長答弁

特定空家対策の補助制度の実施時期についてであるが、空き家対策については、市民の安心・安全で快適な住環境を確保するため、倒壊等のおそれのある緊急性の高い空き家の所有者に対して、必要な措置を行っていかねばならないこと

から、来年度当初より実施していく。

次に、特定空家を含めた空き家対策に係る組織体制についてであるが、羽田議員発言のとおり、地域社会における高齢化・核家族化の進展等により、所有者不明の空き家が増加することは私も強く認識しており、市民の良好な住環境を維持し、空き家対策を推進する上でも、来年度からの専門部署の設置について検討している。



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

前田 厚子 議員



①台風19号から学ぶものについて

●1回目の質問

どこの自治体でもこの度の19号から学ばなければならぬ事の検証をされていると思う。

1点目、①今回、千葉県の南房総市のように、有事の時にお互いに助けあえる姉妹都市などがあつたらお聞かせ願う。②台風の場合は、地震と違って全員避難するわけではないので、要支援者は、初めから福祉避難所に避難させてほしいとのことだが、市ではどのように考えているか。③ペットとの避難は可能にならないのか。今後は、ペットとの同行避難を検討していただけではないか。④先日、減災フォーラムに参加し、要支援者について話が あった。

本市では、要支援者名簿は、個人情報ということもあり、家族の了解を得て今年初めて自治会にわたされたが、日本災害情報学会会長の片田教授が言うには、要支援の方々には、「行政で見る人と自治会の両方で見える人がある」と話していた。自治会だけでは責任が大きすぎると思うが、市ではどのように考えているか。

2点目、県の防災講演会の会議で「防災会議などの決定機関に女性が少ない。また、避難所運営の場所にも女性が少ないので増やすべきではないか」とパネルディスカッションでの登壇者皆様の意見があつた。

まず、本市においての防災会議の女性の割合をお聞かせ願う。また、危機管理アドバイザーの国崎信江先生は「避難所には女性が、たくさんいるはずだ。その方達が少しでも防災知識があつたら災害の初動体制もとれる。」とおっしゃっていた。資格を取ると言うのではなく、市として女性のための基礎となる防災知識を体得する為に、女性の為の防災講演会やセミナーを持つて頂きたいと思う。「あの時、あの話を聞いてお

て良かった。」そんな女性を一人でも増やしてもらいたい。会場に来られない方の為にCATVなどで流す事も考えていただけないか。

3点目、以前に一般質問したが、災害の時、聴覚障がい者向けのシステムでスマートフォン画面操作などで通報できる「NET119緊急通報システム」が他の自治体等で導入されつつあるが、本市の進捗状況を教えていただけないか。

●1回目の市長答弁

まず、1点目の有市の際に相互応援可能な姉妹都市があるかについてであるが、都市間交流を行っている習志野市、富士北麓市町村をはじめ環富士山火山防災連絡会構成市町村、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村、さらに平成26年に除雪支援していただいた長野県信濃町等、災害応援協定を締結している。

●1回目の企画部長答弁

まず、台風の場合に要支援者を初めから福祉避難所に避難させることについてであるが、要支援者を初めから福祉避難所へ避難させることについては、避難者の健康状態等を勘案するとともに、受入先の福祉避難所の体制が整う中で必要に応じ適切に対応していく。

次に、ペットとの同行避難についてであるが、一般の避難者とは別に避難所におけるペット専用スペースの設置等についても検討し

ていかなければならない課題であると認識している。

次に、要支援者への対応についてであるが、33の自主防災会に要支援者名簿を配布した。この名簿は普段の見守りとしても活用されているものである。災害時における支援活動をスムーズに進めるために配布したものであり、決して自治会等の皆様に責任を負わせるものではない。

次に2点目の本市における防災会議の女性の割合についてであるが、本市の防災会議における女性委員の占める割合については、約12%となっている。また、女性のための防災講演会やセミナーの開催については、一人ひとりが考えるきっかけづくりの一助となることから積極的に開催していく。来場できなかった皆様のために、CATVなどで放映することについても、講師等の許可やCATVとの調整が可能となった場合、対応していきたいと考えている。

次に、3点目のNET119緊急通報システムの本市の進捗状況についてであるが、消防本部と連携する中、申請等の手続きがスムーズに行えるよう、聴覚障がい者の皆様に對し支援していきたいと考えている。

●2回目の質問

福祉避難所への避難の件だが、福祉避難所全ての事では無く市で指定している富楽時と福祉ホールを兼ねた子育て支援センターの2ヶ所の事である。災害弱者

にとつて、毎年何度も来る大型台風に備えて、安心して避難出来る体制を整えておくことは、市としても安心できる対応ではないか。

また、ペットとの同行避難だが、環境省で「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」にも出ている。そこには、飼い主の役割や災害に備えた平常時の対策、体制の整備など事細かに載っている。すぐにでも対策を取るのが行政だと思いがいかか。

3点目の女性のための防災講演会やセミナーの開催を実施について、前向きに検討することだが、市の防災会議への女性委員の割合は8年たつてもまだ12%である。防災会議の公開もしていくべきだと思つが、市の考えをお聞かせ願う。

●2回目の企画部長答弁

まず、台風の場合に要支援者を初めから福祉避難所に避難させることについてであるが、富楽時等への福祉避難所の開設については前向きに検討していきたいと考えている。

次に、ペットとの同行避難についてであるが、ペットの係留場所の確保等、受入れ可能な対象施設について検討していく。

次に、防災会議への女性委員の割合についてであるが、富士吉田市食生活改善推進委員会から女性委員の方の御推薦をいただき、約17%となった。今後においても、女性委員を更に登用していく。また、防災会議

の公開についても、ホームページ等への議事録の掲載などに対応していく。

②高齢者が元気になるにはについて

●1回目の質問

今、全国どこの自治体でも高齢者の課題に向けて、様々な知恵を巡らしていることと思う。本市のようなコミュニティバスであったり、相乗りタクシーであったり。具体的には、川越市のデマンド交通、太田市のデイスーパーの送迎車を活用して相乗り出来るサービス、また、宮崎市では、派遣サービスの一環として、派遣サービスという実証実験が市内の一部で始まった。

1点目、オンデマンド交通対策事業について、進捗状況をお聞かせ願う。2点目、奈良県の田原本町は、「タワラモトンタクシー」事業を開始し、大きく成果をあげていた。初乗り運転の助成なら本市でも実施している。本市は、タクシーの助成事業を障がい者の福祉タクシーと高齢者の外出支援の二つに分かれているが、それぞれ利用率をお聞かせ願う。

また、田原本町と同じにいうのではないが、行き先限定ではなく、希望する場所に行けるように改正すること、また、対象者の拡大等、他にも考えていたらその点もお聞かせ願う。

3点目、本市では、いきいきサロンに行きたくても

自治会館が遠くて歩いて行けないと、とても残念がついてる人が私の地元の自治会でもたくさんいる。市として元気な高齢者づくりの一翼を担うボランティア事業への支援などは、今後、検討していくのか、お聞かせ願う。

4点目、高齢者の笑顔が市内に溢れ安心して生活できる高齢者施策とは具体的にどのようなことか、お聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目のオンデマンド交通対策事業におけるその後の進捗については、本年度的においては、公共・民間バス、タクシーなどの既存の交通手段に加え、ドアツードア型オンデマンド形式のデマンド交通を導入している新潟県三条市に職員を派遣し、視察を行わせたところである。

●1回目の市民生活部長答弁

まず、2点目のタクシーの助成事業の利用率についてであるが、昨年度の障がい者の福祉タクシーの利用率は約47%、高齢者等外出支援事業における利用率は約31%、高齢者タクシー利用助成事業における利用率は約38%となっている。内容等の改正・拡大等についてであるが、障がい者に対しての福祉タクシーの助成においては、行き先は限定していない。また、山梨県の助成対象を既に本市独自で拡大し実施している。高齢者の外出支援についても、

昨年度から高齢者タクシー利用助成事業を実施しているが、これは目的地的制約を設けず実施しているところである。

次に、3点目のボランティア事業への支援についてであるが、いきいきサロンについては、運営主体である社会福祉協議会を通じて補助金を交付している。また、コミュニティカフェについても同様に、運営に対する補助金を交付しているところである。

次に、4点目の高齢者が安心して生活できる高齢者施策についてであるが、要介護状態となることを予防するために、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援している。

●2回目の質問

1点目の進捗状況についてだが、視察した中で最も関心を持ったことはどのような事だったか、お聞かせ願う。

2点目のタクシー助成事業だが、本市での高齢者等外出支援事業は、通院と官公庁へ行く場合だけ、その料金の一部を助成するところ。これでは、外出支援には足りない。この外出支援も目的地的制限を取り除いて、更に利用者の拡大を考えていただけないか。

高齢者が元気になって笑顔の溢れる市になるよう、市としてタクシー事業の改革を検討していただきたいと思うが、市の考えをお聞かせ願う。

視察を行なった新潟県三条市におけるオンデマンド交通の運行については、今後、本市の交通弱者に対する交通施策を検討する上で、課題等もわかり大変参考となるものであった。

●2回目の企画部長答弁

新潟県三条市の視察において、最も関心を持ったことについてであるが、三条市が現在の運行に至るまでには、財政負担が大きく増大したことや、一人での乗車割合が高く、運行経費に対する効率性が低い状況が生じていた。また、現在において、このオンデマンド交通が三条市における生活移動のすべてに対応できるものとはなっており、

既存の交通手段である公共・民間バス、タクシーの運行が必要であるとのことであった。

●2回目の市民生活部長答弁

2点目のタクシー助成事業についてであるが、利用者数、利用率等からも対象となる高齢者の方々には大きな支援となっていると認識している。

コミュニティカフェにおけるタクシーへの補助についても、送迎に係る費用が補助対象となることについての周知を進めていく。

●3回目の質問

先ほど、お示しになったタクシーの利用率だが、本来なら65歳以上でバスや電車などを利用することが困難で、

交通手段やタクシーに依存している方等が対象としている「高齢者等外出支援事業」の方が、利用率が高くなるのではないかと、高齢者の外出支援を応援するのならば、買い物やそれその他の目的に自由に使える形にするのが本来の意味での外出支援になると思うがいかがか。

また、ホームページを見ても高齢者の2つの事業の違いが明確ではないと思う。利用者の拡大を検討していただく中で、高齢者の最も望んでいる施策の検討をして高齢者が元気な富士吉田市にしたいだきたいと思う。市の考えをお聞かせ願う。

●3回目の市民生活部長答弁

2つの事業の違いが明確ではないとの指摘であるが、まず、高齢者等外出支援事業については、要介護相当の方を対象として、病院や官公庁等へ行く場合に限り、運賃のほぼ半額を助成している。次に、高齢者タクシー利用助成事業については、外出支援の拡大を図るために昨年度から実施しており、要支援相当の方を対象として、行き先の制約を設けずに初乗り運賃を助成しているところである。

③乳がん撲滅キャンペーンの周知について

1点目、①今、本市の乳

がんの受診率はどのくらいか。また、受診率に加えて受診後、精密検査を必要とする方の受診率はどのくらいか。本市では後者の「コール・リコール」などの受診勧奨はされているか。②市で出している受診率は、国民健康保険の方と市の集団検診の方だと思うが、もし住民全体の数字でなければ、一度、住民アンケートによる一斉調査「住民意識調査」をするべきだと思うが、市の考えをお聞かせ願う。③がん教育についてお聞きする。来年度から小中学校でがん教育が始まるというが、何年生が対象になるのか。また、どのような学習内容になるのか。お聞かせ願う。

2点目、10月に行政視察に行った飯塚市の庁舎の玄関に大きなピンクリボンツリーが設置してあり、一際目をひいた。乳がんが悲しむ人を一人でも減らしたい。そんな思いのこめられている「ピンクリボンツリー」の設置を本市の庁舎の玄関にも設置することを提案するが、検討していただけないか。

●1回目の市長答弁

がん教育・がんに関する知識の普及啓発等については、がんに対する正しい知識、命の大切さに対する認識を深めていくよう、関係機関との連携や協力による支援等を行っていきたいと考えている。

まず、1点目の本市の乳がん検診の受診率についてであるが、昨年度は9.9%となっており、そのうち、受診後に精密検査が必要となった方々の受診率は80.6%となっている。受診勧奨については、市の集団検診やレディース検診を受診された方には、結果説明と精密検査への受診勧奨を行っている。

次に、住民意識調査についてであるが、現在本市では、特定健診の受診率向上のために機会を捉えてアンケート調査を実施し、その結果に対しての分析や対策を研究しているところである。次に、がん教育についてであるが、既に昨年度から小中学校において、「がん教育」についての授業を行っている。小学校高学年においては、「がん」とはどのような病気か、中学校1年生及び2年生ではばこの喫煙や薬物乱用防止を学ぶ授業において、3年生は保健体育科の指導項目に「がん」の項目があり、早期発見などについて学習している。

2点目のピンクリボンツリーの設置についてであるが、乳がん検診の受診をより推進するためにも庁舎への設置を前向きに検討していく。

市政一般質問

12月

《抜粋》

太田 利政 議員



①富士吉田市立病院元歯科医師の処分について

●1回目の質問

富士吉田市立病院は、富士北麓地域唯一の公立総合病院として、厳しい医療環境の元、限られた医療資源を有効に活用し、高度医療の提供や、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、救急告示病院等の位置付けを得ながら、中心的施設としての役割を果たしているものと認識している。

この市立病院において、平成28年に当時の歯科口腔外科勤務の歯科医師による診療拒否及びパワーハラス

この要望書の内容が診療拒否による処分の発端と思うが、そのとおりか。

次に、記事では、「診療拒否について歯科医師会と市立病院とのトラブルに起因し、病院の方針としてトラブルのある渦中にある歯科開業医の紹介患者は診察することができないが、患者には別の歯科医院を受診して紹介状を書いてもらうよう回答した。」とされている。私は、公立病院は地域医療の連携機関である歯科医師会所属の開業医となんらかのトラブルがあったとしても、患者を一時的にも診察しないことを容認する方針が市立病院にあることと自体が疑問だが、市長はそのような方針を認めているのか。

また、記事では、「懲戒免職処分が理由とした21件の「診療拒否」のうち、9件は紹介状の不備に関するものだった。」とあるが、私は医療行為の中で紹介状の不備も含め、21件も一人の歯科医師に対して診療拒否の疑義があることに驚愕している。この診療拒否に対する裁判所の判断とそれに対する市長の考えを伺う。

次に、記事の中では、「病院は「診療拒否はなかった」とする調査報告書を平成28年10月、懲戒免職処分の前に市に提出。病院の8割を超える医師33人は翌11月、「市長による診療拒否やパワーハラスの処分理由は、医療現場として納得できない」とする嘆願書も出している。」と掲載されているが、この嘆願書を受けた中でも処分を行った理由をお聞かせ願う。

次に、記事の中では、当該歯科医師のコメントとして「生きがいの医療現場に士足で踏み込まれ、理不尽な理由で治療の機会が奪われた。悔しい。」との記述があり、また新聞の見出しとして「病院を守ってほしかった」と記載されている。

私は、本来、病院を守るのは開設者である市長と認識しているが、この記事を読むと医療現場で奮闘していた当該医師が、診療拒否とパワーハラ行為を行ったとして処分されたことと自身が理解できない。これに対する市長の考えをお聞かせ願う。

論じられていない。特に、その中の1件は、紹介患者について診療拒否に当たると論じながらも当該歯科医師との軋轢があったことから、当該患者への診療拒否については斟酌ないし考慮されるべき点があるとの判決要旨だった。このことは、正に患者への対応より医師同士の軋轢が優先され、そのことが原因であれば患者の診療は拒否して良いとも受け取れる判決であり、承服できる内容ではない。

地域住民に寄り添った公的医療を担う二次医療機関の公立病院として、同じ地域医療を担う地元医療機関からの紹介患者を一時的にでも26件も診療を回避したケースは、過去にも前例がない。

したがって、私は、患者の皆様にもそのような不便を強い対応をそのまま放置、看過すれば、市民中心主義を掲げて公職に就いたにも関わらず、住民の皆様を裏切ることにもなることから、今回の裁判は、最後まで争うことにした。

市立病院には約400名の職員が勤務している。当該嘆願書は、職員の一部の医師33名からのものであり、

●1回目の市長答弁

富士吉田歯科医師会から、歯科口腔外科において一部診療拒否があり、市民が平等に受診できるよう改善す

当該歯科医師と一緒に現場で働いていた歯科衛生士、看護師、事務員等からは一切提出されていない。今回、パワハラを実際に受けた被害者は、医師ではなく歯科衛生士、看護師、事務員であり、この嘆願書をもって診療拒否とパワハラが無かったとすることは到底容認できず、私は事実に基づいて今回の処分を行ったものである。

次に、「病院を守ってほしかった」との記事についてだが、病院を守るのは、開設者である私の務めである。1審、2審では、本市の主張は認められなかったが、診療拒否、パワハラは実際にあった。地域住民の皆様のためにある公立病院として、同じ地域医療を担う地元医療機関からの紹介患者を一時的にでも診療を回避することは到底許されることではない。そのような不便を強いた対応をそのまま放置・看過してしまつたら、市民の皆様を裏切ることにもなる。また、職員を守る立場の組織の長として、パワハラを受けた職員の心の傷、悔しい思いをしつかり受け止めることが、上司である私の役目である。

繰り返しになるが、市民、職員を最優先して公立病院を守っていくのは私の使命と考える。

●2回目の質問

平成17年4月1日付、山梨日日新聞に掲載された、山梨大学助教授のパワハラ行為に対する論旨解雇処分の記事を読んだ。

その記事には、今般懲戒免職処分となった歯科医師が山梨大学在職中に、部下の医局員や事務職員らに嫌がらせを続けたとして、山梨大学医学部の医局員7人が平成15年に「嫌がらせに耐えられない。」ことから、当時の医学部長に辞表などを提出。医局の調査結果を踏まえ、山梨大学よりパワハラ行為に対する論旨解雇処分を受けたとある。

現在、市立病院は、山梨大学から大変多くの医師派遣を受けており、市立病院在職医師の約60%は山梨大学派遣の医師の方々と聞いている。過去パワハラにより論旨免職となった今回の裁判の当事者である歯科医師を何故、本市では採用したのか。

今回の裁判において、診療拒否に対する処分もパワ

ハラ行為への処分も1審・2審で市側の主張が認められず敗訴となっている。さらに、最高裁への上告に要する弁護士費用だけでも100万円を超える額が1審・2審の裁判費用に加えて必要になるにも関わらず、何故、1審・2審の判決を受け入れず、最高裁に上告したのか。

改めて最高裁に上告した理由について伺う。

●2回目の市長答弁

山梨大学をパワハラにより論旨免職となった歯科医師を採用したことについてだが、まず、市立病院に歯科口腔外科を開設するには、当然ながら、診療する歯科医師を確保しなければならぬ。当時、歯科医師の採用の人選にあたり、この歯科医師の推薦を行ったのは、今回、管理責任を問ひ懲戒処分とした元市立病院院長だが、残念ながら元院長からは、論旨免職により退職となっていたことの報告がなく、当該歯科医師の推薦に対し私も承諾し、採用してしまつた。

採用後、当該歯科医師に對する診療拒否の情報が寄せられ、内部調査をしてい

以上、承服できる内容ではない。

したがって、私は、患者の皆様にも不便を強いた対応をそのまま放置・看過してしまつては、市民中心主義を掲げて公職に就いたにもかかわらず、住民の皆様を裏切ってしまうことにもなることから、この度の裁判については、最後まで争うこととした。

パワハラ行為の処分に対する判決では、パワハラの実態が立証できないことから、パワハラがあつたか判断できないような論旨である。

しかし、1審裁判では、パワハラを受けた職員に対し、証人尋問への出廷をお願いしたが、当該歯科医師と顔を合わせ対峙することが怖くて、出廷できないと言われたことから、弁護士との協議による陳述書のみでの対応となった。また、2審裁判ではパワハラを受けた職員のうち、1名が意を決して証人尋問に出廷すると言ってくれたが、裁判所から許可が下りず陳述書のみ提出となり、結局証人尋問は行われなかった。証人尋問がなかったことが裁判の判決に影響があつた

ことは否めないが、これでは、パワハラを受けた側は、証拠に残せるような準備をしながら、常に相手方と向き合わなければならない不自然な環境を裁判所自らが求めているように思える。

私は、職員を守る立場の組織の長として、パワハラを受けた職員の心の傷、悔しい思いをしつかり受け止め、裁判で代弁することが上司である私の役目であるとも考えている。

国においてもパワハラスメント防止対策強化が大きな課題となつており、来年4月より事業所におけるパワハラ抑制を具現化する労働施策総合推進法が施行される中、パワハラ被害者を救う実効性を高める社会的な意義においても、このような実態を訴えていく必要があるとも考え、今般上告することとした。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問 12月

《抜粋》

渡辺 将議員



①子育ての環境整備について

●1回目の質問

子供たちにとって魅力ある街にするために、「観光」及び「産業」の分野をより一層発展させることで、「行政のサービス」を充実させることが望ましいと考える。そのためにも、官民一体となった政策が必要である。

近年、出生率の低下、共働き家庭の一般化、家庭や地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が変化している。子育て世代の親を支援する為に、土日、祝日に子どもを預かることが出来る「ホリデイ保育」を設置したらどうか。また、日常生活上の突発的な事情や社会参加などに

より一時的に家庭での保育が困難になった場合などに利用できる「一時預かり」などの支援が必要だと思う。安心して子育てができる街づくりの一環としても有効ではないかと考える。市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、ホリデイ保育の実施については、土曜日に第3保育園及び第4保育園の2つの保育園で集合保育を実施しており、本年度の利用人数は、月平均約80人という状況である。また、本年6月に、子ども子育て支援事業計画策定のため未就学児のいる世帯に対しアンケート調査を実施したところ、日曜・祝日の保育の希望者は約2割であった。本市としては、保育士の充足に向けて努力していくとともに、保育士が確保された際には、ホリデイ保育の実施や土曜日保育を充実させることについて、検討していきたいと考えている。次に、一時預かり事業に

②災害時に避難所となる公共施設の整備について

●1回目の質問

わが市には68ヶ所の避難所がある。災害が発生する恐れがある場合に最初に開設する避難所が5ヶ所、災害が発生しそうな時、または発生時に一時的に避難する一次避難所が48ヶ所、大規模災害が発生した場合長期避難生活を行う二次避難所が15ヶ所、それぞれ市が指定した避難所がある。10月の台風19号の時には120世帯241名の市民が避難し利用した。

避難所の中には、昭和58年8月16日の台風で床下浸水の被害を受けた浅間町会館と上暮地コミュニティセ

ンターは、富士吉田市土砂災害警戒マップで警戒区域内付近にあり、私は危険であると考えている。今回の台風でこの避難所を利用した住民も多数いた。栃木県では避難所の裏山が崩れて土砂が避難所に流れ込んだという被害もあった。浅間町会館、上暮地コミュニティセンターの2つの避難所は、避難所としての機能が十分でなく、市民の安全を確保できない恐れがある。避難所の見直しが必要であると考えているが、市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

浅間町会館及び上暮地コミュニティセンターは、山梨県が指定する土砂災害警戒区域内には設置されていないが、浅間町会館が設置されている浅間町地区については、過去に大きな災害があったことから、付近を流れる入山川については、補強のための護岸工事等の防災工事が終了している。

また、上暮地コミュニティセンターは、土砂災害警戒区域からはずれた場所に設置されている。浅間町会館及び上暮地コミュニティセンターは、主体構造部が鉄筋コンクリート造の強固な建物で、安全性は十分担保されているので、現時点においては、避難所の見直しは考えていない。

●2回目の質問

日本は自然災害の多い国と言われているが、本市においても、富士山噴火への警戒、台風や豪雨での水害や土砂災害、また南海トラフ大地震への備えなど、今以上に災害への備えに取り組んでいかねばならない。そこで、今回の台風19号の時に37名と利用者の多かった下吉田コミュニティセンターの整備について質問する。利用されなかった方の意見を聞くと、「玄関からロビーに降りる階段が急で降りられないと思ったので避難せずに帰宅した」、「女子トイレが2階にあり、膝が痛くて登れないので避難しなかった」などの意見が挙げられている。

●2回目の市長答弁

私もこの施設を長年利用しているが、危険な箇所や不便なところが多いように感じる。ロビーに降りる階段にはスロープもない。施設全体に段差も多くバリアフリーの箇所は一つもない。また、ロビーが滑りやすく、子どもが足を滑らせ転倒した場面も何度か見ており、子どもにとっても危険な場所が多々あるように思う。1階のトイレにいたっては、8月まで男女共同で、女子児童や生徒にとつて使用しづらい、防犯上あまり好ましくない状態だった。この問題については、新町、旭町、浅間町連合自治会と下吉田中学校を含む7団体が

陳情書を市に提出し改善を希望していた。しかし現状は、男子が1階、女子が2階と別れただけで、不十分であるように感じる。またロビーには暖房設備が整ってなく、真冬になると寒くて人をつつもの辛い状態である。このような中でも、学童保育所を含め常時70の団体が使用している。この現状をどのように考えるか、市長の考えをお聞かせ願う。また、この施設の補修工事や修繕工事をするに聞いたが時期はいつになるのか、現在使用している団体の意見を聞き入れ話し合つか、現在使用している団体の仮の活動場所も考慮して頂けるのか、市長の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、下吉田コミュニティセンターについては、現在、指定緊急避難所としても使用されており、耐震等の安全性は担保されているものの、建設から40年が経過しており、早期に改修の必要がある施設となっている。避難所としての機能も考慮しながら、冷暖房設備の設置、バリアフリー化、トイレ改修等、コミュニティセンター本来の施設機能の向上、長寿命化を図るための改修を実施していく。また、トイレ改修については、個室型ブーストイレの設置を検討していく。

次に、改修時期については、令和2年度に設計業務を行い、翌年度に改修工事を予定している。

③富士吉田市の活性化について

●1回目の質問

我が富士吉田市には「世界文化遺産の富士山」があり、昨年度は本市におよそ634万人の観光客が訪れた。新倉山浅間公園にも富士山を撮影するために連日多くの観光客が訪れ、特に桜のシーズンには下吉田駅前が観光客で大変にぎわっていた。今年度の新倉山浅間公園桜祭りでは、平日1日あたり約5千人、土日には1万人超の観光客が訪れており、今や山梨県1位の観光地となっている。しかし、多くの観光客が訪れているわりには、街の中で出会う観光客はそれほど多くないように感じる。特に本町通りは歩いている人が少なく、シャッターを閉めた店ばかりが目立ち、街は閑散としている。青年会議所、若い世代の経営者、本町通り商店街の皆さんが本町通りを盛り上げようと努力していることは存じ上げている。以前、市長は「民間の方々が活動しやすいよう行政として環境支援や土台作りを行っていききたい」と答弁した。行政としての環境

づくりや土台作りの現状や成果、また今後のビジョンがあったらお答え願う。

さらに、私は本町通りこそが富士吉田市のメイン通りだと思っている。「本町通りに統一感をもたせること。すなわち、統一感のないアーケードをなくし、金鳥居より上の街並みを下吉田駅まで延長する。綺麗になれば人は歩く。人が歩けば商店が出来る。」そんなビジョンを私は持つている。私は、富士吉田市の活性化には、観光振興と本町通りの整備が必要だと考えるが、市長は富士吉田市の活性化に何が必要か、また、どんなビジョンを持っているのかお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

比較的市街地近くにある新倉山浅間公園は、本年は50万人を超えるペースで観光客が来訪している。桜まつりでは、11万2千人が訪れ、この観光客を市街地に誘導するために、市内のスイーツを楽しめるお店を紹介するスイーツマップを始め、吉田のうどんマップ、観光マップ等を配布した。また、多くの観光客が下吉田駅から下吉田商店街に向けて歩く姿が見受けられ、本町通りの商店街から富士山を仰ぐ風景は、SNSでは大きな話題となっているところである。さらに、本町周辺を含め市内のゲストハ

ウスには、多くの外国人が宿泊し、周辺を散策する姿を見掛けるなど新たな観光資源の可能性を感じている。

まず、行政としての環境支援や土台作りの現状や成果、今後のビジョンについてであるが、本市では中心市街地の活性化施策として、意欲旺盛な事業者や商店街団体が商業活性化に向けた取組やイベントに対して、商業活性化補助金を交付するなどの支援を行っている。また、本市では中心市街地の空き店舗の活用を促すため、改修や家賃の補助を行っており、先ほど申し上げたゲストハウスもこの制度を活用して創業しているケースもある。

さらに、繊維産業が隆盛を極めた時代のにぎわいを取り戻し、市外からの来訪者やインバウンドの中心市街地の回遊を促すための取組として、地場産業である織物と観光を融合した「ハタオリマチフエステイバル」等を実施している。

私は、このにぎわいを継続的に成長させることが土台づくりとなり、商店などの事業者が自ら販売に取り組める環境を整えることが重要であると考えている。

次に、アーケードの撤去と街並み整備についての考え方についてであるが、本町通りを含む中心市街地には徐々にではあるが人々が集まってきたている。残念な

から、シャッターが目立つ通りとなっているが、私はアーケードの撤去や街並みを美しく整えればすべて解決するとは考えていない。そこにはシヨッピングをしたくなるような魅力のある店舗が必要である。私は、これまでの取組を確実に拡大定着させ、より多くの来訪者が訪れるよう取組を継続し、商店の皆様や市外からの創業者がこれまでのノウハウを活かし、販売を含めた新たな活動にチャレンジできる環境を整えていきたいと考えている。

●2回目の質問

外国人観光客が市内を歩いているのを度々見かける一方で、日本人観光客の姿はあまり多くないように感じる。また、アーケードについては、車がぶつかったままの柱があり、色も統一感がない。果たしてこんな街並みでよいのか。街並みを良くすることで、そこを訪れる観光客も増えるのではないかと。そうすることで市の観光がより一層盛り上がるかと考える。現在、富士吉田市を訪れている観光客のほとんどは初めて来た人ではないかと思う。リピーターを増やす観点も必要だと考える。

その為にも、富士吉田市のホームページに市のイメージ動画を入れたらどうか。観光スポットやイベントを

取り入れた動画をさらに制作し、SNSで今以上に発信をしてみるのはいかがでしょうか。春の新倉山浅間公園桜まつり、夏の吉田の火祭り、秋の流籠馬祭り、冬の愛染厄除け地蔵尊祭り。これらを個別に紹介するのではなく、四季の自然と調和した動画で富士吉田市の魅力を紹介したらどうか。様々な季節の魅力が伝われば、何回も訪れてみたいと思う観光客が増えていくように思う。

「もう一度来たい富士吉田」を創るためにいかに考えるか、市長の考えをお聞かせ願う。

次に、四季の自然と調和した動画での魅力の紹介についてであるが、総合観光PR動画「ここにはいつも富士がある」を昨年度に作成しており、季節の移り変わりや忠霊塔からの富士山の眺望や富士講、火祭り等、本市の歴史文化とを絡めたものとなっている。動画等を活用した情報発信は、重要なPR手段の一つと考えているが、それ以上に大切なことは、本市の持つ地域独自の観光資源を磨き上げ、それを魅力あるコンテンツとして活かし、着地型観光等の旅行ニーズの変化に対応する柔軟な施策だと考えている。

●2回目の市長答弁
まず、アーケード等の商店街のハード面の整備についてであるが、各商店会が県及び本市の補助制度を活用して設置しているものである。したがって、本市が強制的に撤去等をできるものではないことは理解をいただきたいと思う。今後はアーケード等の施設を管理する商店会の意向に寄り添う中で、必要な支援に努めていく。

次に、本市のホームページに市のイメージ動画を入れることについてであるが、本市のホームページから総合観光PR動画などは閲覧できるようになっている。本市の観光ホームページにおいて、本年度全面的なリニューアル作業を行ってお

り、より魅力のあるホームページとして、準備が整い次第、今月から公開する予定になっている。

次に、SNSでのさらなる情報発信についてであるが、その内容更新の即効性や拡散されるスピード、若い世代を中心に多くの方に利用されていることから、非常に有効なPR手段であると認識している。本市の観光を中心に、魅力のある自然、文化、イベント、街並み等を発信しているものであるため、今後も積極的に活用していく。

次に、平成29年度に策定した観光基本計画に基づく戦略的な取組を通じ、本市の魅力アップに向けた施策を進めていく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

勝俣 大紀議員



①若者会議について

●1回目の質問

4年前、甲府のあるイベントに参加した。参加者の中で、学生でありながら、政治番組にも出演されている方から、「勝俣さん、若者会議をぜひ、富士吉田でやりませんか」と声をかけられた。

若者会議は、すでに全国では、新城市、燕市、小布施町等ではじまっていて、それぞれの地区では、工夫を凝らした独自の事業展開をしている。

若者会議の実施目的は、若者が活躍できるまちにするため、若者を取り巻くさまざまな問題を考え、話し

合うとともに、若者の力を活かすまちづくり政策を検討し、若者の視点で考え、若者が活躍できるまちを目指すために行政がサポートしていくというものである。

それは、若い世代のUターンやIターンをする場所の選択肢のひとつとして効果があるのではないが、移住定住を考えるとき、われわれの意見を尊重してくれる地域であるかどうかと考えてくれる材料のひとつとなるからであり、他地域と比べて差別化できる絶好のセールスポイントになるものと思う。

そこで本題に入る前に、今現在本市で実施されている若者に対する事業について考えてみたい。

今年度予算に計上されている国の地方創生推進交付金事業の中で、郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクトがあり、若者の本市への回帰意識を高揚させる事業として展開している。

今現在高校生を中心に活動している事業だと思っ

例えば、火祭りの時に、旧浅間坊の建物をリニューアルして、これまでの成果を発表していたことを思い出す。今の風景を切り取ったり、昔の風情を思い起こさせるような写真であったり、懐かしいやら、新たな魅力がそこにあった。高校生の視点だと富士吉田市がこんな風に映って見えているんだと感じた。

このように、高校生を中心に展開している事業だが、卒業後もこのようなノウハウを使つて、もっと若者が活躍できる場を提供できないのか、できれば、20代30代の方にも加わっていた方がいいような事業内容に変更できないかと考えている。

そこで、このチャレンジプロジェクト事業がどのような形で進められているのか、またその目的は、どういったものなのか、そして、どのようなことを期待して行われている事業なのか、お教え願う。

●1回目の市長答弁

郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクトでは、自身の進路を考え始める時期である高校生に対して、市の伝統ある地場産業の織物を使った商品や富士山の伏流水を使った甘酒の開発等、様々な職場体験をする郷土愛醸成プログラムを通じ「働く場」として

のまちの魅力を認識することと、地域に対し関心の高い人材を育成することを目的としている。また、本事業を拡大する形で、教育委員会と産業観光部の連携による、キャリア教育の一環として中学生に対しても地元で働くことの素晴らしさを学ぶワークシヨップを実施している。

地元に着・回帰させるための下地を作ることで、進学等で転出して将来的なUターンが期待でき、また定住施策としても有効と考えている。

国の施策である「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において地方の人材育成の指針が示されており、この事業はこの指針の先駆的なものであると自負している。

●2回目の質問

私は、若者が、高校を卒業したあと、そのノウハウを生かしていくには、どうしたらいいのか考えてみた。彼らが学んできたことは、みずから進んで課題を見つけ、どう解決したらいいのかという教育がベースとなっており、若者は私たちにない自由な発想で考えることができる。

その彼らが、高校を卒業した後、数年後にその経験を生かしてまちづくりをしてみたら、面白くなるので

はないかと楽しみにしている。

また、若い人が元気がないとか、地域のコミュニティに入らないとか、周りの皆さんからの愚痴を聞くこともある。

これらを踏まえると、先に述べたとおり、若者の視点で考え、若者が活躍できるまちを目指すことも必要と感じる。

いま本市で実施している事業の延長線上の位置づけとして、若者主体の会議を創設してもいいのではないかと思います。

新城市では、平成26年に若者条例を設置し、それにもとづき、メンバーを募集し、所信表明、政策検討会議、中間発表、再度検討会議を実施し、市長への答申を経て、市の内部で検討し、予算化し、実行している。このメンバーには、公募はもちろん、メンバーとして、若手職員も加わっている。分科会を設け、観光、産業等に対し、若者たちが目的意識をもって、みずから行動し、市の発展に寄与している状況がうかがえる。本市においても、このような地域の活性化に結びつける若者会議は、十分に検討していく価値があると思う。

次世代の皆さんが、みずからの視点で考え、みずからが活躍できるまちづくりを考えていく若者会議につ

いて、市長の率直なご意見をお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

郷土愛醸成を核とした若者チャレンジプロジェクトは本年度4年目を迎え、これまで多くの若者が参画し、後輩に対するキャリア教育への協力や成人式の実行委員を務めるなど、それぞれの形で地域活動の実践者として活躍し始めている。さらに、進学した若者も市内への就職を希望したり、県外に就職したものもの市内に戻り再就職するなど、事業の成果が確実に芽を出し始めている。

勝俣大紀議員御発言のとおり、私も常日頃から、「若者が自ら地域を考え行動することが地域の活性化につながるものと認識しており、若者会議の創設については、若者の主体性や積極性を尊重し、自主的な活動等に対して必要な支援を行うていきたいと考えている。

②事務事業評価について

●1回目の質問

本市の事務事業評価は、長年実施してきているが、平成30年度において、事務事業評価を変更することになっている。大きく変わったところは、

従来の評価項目から将来の成果とコストという視点に立って評価すること、また評価結果と予算とを連動させることが挙げられる。

ここで私は、ホームページ上で公開されている平成30年度分の評価結果について、あまりに情報量が少ないという印象を受けた。

この事務事業評価の目的は、限られた財源をより効率的、効果的に使うためには、真に必要な事業であるのかということであり、実際に税金を納めている主権者である市民の皆さんに事務事業評価を公開することは、重要なことであり、必要な責務であると思う。

平成30年度の公表されている事務事業評価では、予算額、決算額、そして、なによりも重要であるその事業の目的、また、評価した内容について、修正点はなかったのか、今後の展開等についての記載がないため、この評価に携わった職員の努力、労働時間等が無駄なものに見えてしまう。実際には、評価シートが存在し、細かく記載し、評価しているにも関わらず、それが一切公開されていないのは、大変残念に思う。

また、事務事業評価は、総合計画に基づき、毎年PDCAサイクルを実施する中で、一つ一つの事業を実施し、その実績を検証し、

見直し、そして、総合計画に照らし合わせていく中で行政運営がなされており、このサイクルの中で最も重要なポジションをしめている。その事務事業評価について、公開された資料があまりにも少なすぎる。

平成30年度の事務事業評価について、このようになぜ情報量が少ないのか、公開している内容で、主権者である市民のみなさんに対して、説明責任を果たしているのかどうかについて、伺う。

●1回目の市長答弁

本市の事務事業評価は、実績や現状、実施の妥当性や効率性等を掘り下げて確認し、限られた財源の重点的・効率的・効果的な配分に努めることを目的とし、これまでも必要に応じて見直し等を行う中で、毎年度、実施してきた。

この結果については、評価の後、庁内に共有するとともに、市民の皆様に対し御説明するため、評価内容等について市ホームページにて公表している。

本市の事務事業評価については、国・県からの事務移譲や社会的要請などにより新たな事務負担が近年大きく増加している中で、運用開始以降の継続した評価により事業内容の精査が進み、開始当初のような成果

が得られなくなってきたこと、また、評価結果と予算との連動性に欠ける場合が生じるなど、本市の事務事業評価制度自体を見直し、再構築を図るべき時期となっていた。

このため、昨年度には、本市の評価制度自体が抱える課題を踏まえ、制度の意義や考え方、またその方法について再構築を図ったことから、公表する内容にもこれまでとの差異が生じている。情報量の多寡については、このような取組の結果によるものであり、市民の皆様に対しては、必要な情報を公表しているものと認識している。

●2回目の質問

たとえば、「C」と評価された「若手職員人材育成事業」や、「B3」と評価された「子育て支援センター管理運営事業」に係る事務事業評価の結果を見ても、公開されている情報だけでは、市民のみなさんに説明責任がなされていると思えない。

先ほどの答弁では、本市の事務事業評価制度自体を見直し、再構築を図るべき時期となっていた、とのことだが、その中でも注意すべき点は、職員の負担があまりにも大きすぎることだと思つた。

この事業自体、あくまで

自主的な事業であるため、全国では地方交付税等との関係性から評価方法の変更等を行っている自治体も出ている。各自治体が切磋琢磨して、歳出を切り詰める中で詳細なデータを作成し、ヒヤリングをしていく中で膨大な時間と労力が必要とされ、これに携わる職員の負担が大きくなりすぎているという大きな課題を抱えている。この課題に対し考察されている渡辺智裕氏の研究ノート、事務事業評価の有効性に関する考察「地方自治体職員の職務遂行の視点から」によると、行政評価の実施にあたっては、職員の負担感を解消することが求められていると指摘している。

重要課題である職員の負担軽減については、先行研究によると、現役の大学生が臨時職員となつて一定期間作業の補助をすることや、外部評価方法を取り入れて自治体もあり、どの程度負担軽減につながっているのかについて、いまだ明確な答えがないようである。

外部評価については、一定の評価をされて専門性の活用、自治体運営への住民参画を進め、客観性や透明性を高める目的で外部有識者や住民等が評価する方法は、検討材料に値するのではないかと思つた。

まずは、平成30年度に公

開されている情報について、先に述べたとおり、公開されている事業内容の分析を試みたが、あまりよくわからないので、これでは市民に対して、説明責任が果たされていないと感じる。

せめて主な事業の詳細なデータを公開していただければ、次に職員の負担軽減をどう解消していくのか、また、PDCAサイクルの中で、事業内容を的確に判断し、予算と連動していくうえで内部評価だけでは、客観性に欠けるのでないか。以上3点について伺う。

●2回目の市長答弁

まず、1点目の昨年度における主な事業の詳細なデータの公開については、先ほどの答弁のとおり、市民の皆様には必要な情報を公表しているものと認識している。

次に、2点目の職員の負担軽減については、事務事業評価制度については、必要に応じて見直しを図ってきた。この見直しの中で、職員の負担軽減も重要な要素として捉え、システム入力の省力化や評価視点の集約化等により、職員の負担軽減を図ってきた。

次に、3点目の内部評価では客観性に欠けるのではとの御質問だが、本市事務事業評価においては、1次評価において、事業実施所

管課にて主観的な評価を行い、これに続く2次評価においては、事業を所管する部を除いた次長・課長で構成する評価グループを組織し、客観的な視点を確保した中で評価を行ってきた。また、3次評価においては、1次評価と2次評価の結果を踏まえ、事業を総合的に評価するため、私を含め、市幹部職員による評価を行うことで、客観性を確保してきた。

事務負担と制度運用に伴う成果の不均衡、予算との連動性の欠如といった課題に対し、必要に応じて制度に見直しを加えることで運用を図ってきたが、昨年度の試行的な取組の検証も踏まえ、評価制度の抱えるこれらの課題解消には至らなかった。

このため、本年度においては、これまでの「事務事業評価制度」を抜本的に見直し、事業を総点検し、長期的な視点による取組が必要である事業について検討する等、各事務事業を根本的な視点から見つめ直す「事務事業の見直し制度」に移行したところである。

この取組の結果については、今後、改めて市民の皆様に対し公表していく予定である。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

小俣 光吉 議員



①重症心身障害者に対する制度と医療対応について

●1回目の質問

私は、重症心身障害者・障害児とその家族が安心して地域で暮らすため行政として様々な支援をしていく必要があると考える。障害者総合支援法により「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」が、障害児については、児童福祉法により児童の発達に必要な支援を行うこととなっている。

わが市においても、国や県が行っている制度以外で、保健、医療、福祉、教育など様々な支援を行っていると考えているが、国・県などの制度以外に重症心身障害者に限らず富士吉田市が独自で行っている支援事業等について、どのような考えの

生活していただきたいとの強力な市長からのメッセージであると思う。
富士吉田市は、障害を持つ皆様とともに元気に暮らせるまちにしていきたいと、政治に携わる者として、いち個人としても、考えるが、いかがか。2つの事項について、併せてお答え願う。

●1回目の市長答弁

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」の基本理念に基づき、全ての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、本市においても、障がいのある人が住み慣れた地域で、その人らしく生活できるよう支援している。

平成23年に行われた第17回の統一地方選から、私は「元気な富士吉田市に」をスローガンに掲げてきた。このスローガンは、富士吉田市民全員が元気に生活できることを願つてのものだった。富士吉田市の広報紙の表題も、平成24年7月号から「広報ふじよしだ」を「元気だふじよしだ」に愛称として変更したわけでもあり、私と同様に以前より積極的に市民全員に元気に

制度内のサービスや支援を受けられない、あるいは、不十分といった現状が生じている。その隙間を埋め、解消していくために、本市独自の事業を行ってきた。具体的事業としては、まず、福祉部門においては、重度心身障害者福祉手当、心身障害児童年金の支給事業、山梨県の助成対象を市独自で拡大した障がい者の福祉タクシーの利用料金の助成を実施している。さらに、重度の障がいを持つ方で、その特性から通常の福祉サービスで対応できないケースについては、市が費用を負担する中で、追加のサービスを提供するなど、状況に応じた支援を行っている。

次に、子育て部門においては、障がいを有する児童に特化した保育施設として、マザーズホームを運営している。マザーズホームにおいては、作業療法士や理学療法士による定期的な機能訓練の実施に加え、子どもたちの情緒の安定を図るため心理士等による音楽療法や相談支援、発達支援を行っている。また、各保育園

においても、障がいを有する子どもを受け入れ、保育士を増員し、心理士による定期訪問を実施している。次に、保健部門においては、まず、出生連絡票の提出があった時点で、地区担当保健師がハイリスクの子どもや産後のお母さんに対するケアを行う「産婦・新生児の訪問事業」を実施し、その後、子どもの成長過程における各健診の際、身長や体重の増え方が思わしくない子どもや精神面等で気になる子どもに対して、小児科の医師や心理士が相談に応じる「すこやか相談事業」を実施している。また、子どもたちの発達発達の相談や子育て支援を行うために保健師・心理士・保育士等による「すこやか教室事業」を実施している。これらの事業はいずれも、早い時期に、障がいの疑いのある子どもや保護者をサポートするために実施している。

また、高齢の障がい者の方を対象とした「寝具類洗濯乾燥サービス事業」、急病や事故等の緊急時にポタンひとつで直接連絡ができ、迅速な救助活動が行える「ふ

れあいペンダント事業」等を実施しており、障がい者とその家族が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいる。

次に、医療部門においては、現在は15歳までの子どもを対象としている重度心身障害者医療費の窓口無料化を、来年度からは18歳まで拡大し実施していく。

次に、教育部門においては、特別支援スタッフ事業を実施し、障がいがあるために特別な支援が必要な児童生徒に対して、学校生活の援助や学習活動上のサポートを行うために、特別支援教育支援員を各小中学校に配置している。

さらに、児童生徒の心の問題や発達特性などを心理学の見地から専門的に見極め、その特性に応じたきめ細かな支援や指導などについて教職員にアドバイスするため心理士を任用している。

次に、2点目の障がいを

持つ皆様とともに元気に暮らせるまちづくりについてだが、本市の広報の表題である「元気だふじよしだ」には、すべての市民の皆様

が元気で生活を送れるよう、市政を運営していく上での理想を掲げたものである。

また、「障害者総合支援法」にもあるように、障がいのある方々のニーズに応え、必要なサービスが受けられるようにすることは、市町村の責務であり、同時に私の理念でもある。障がいを持つ方々が、障がいによって差別されないことはもとより、どこでどのような生活するかを選択ができるよう、さらには、社会参加の機会が確保でき、安心して暮らせるまちづくりに、引き続き努めて参りたいと考える。

●2回目の質問

国や県における障害者・障害児に対する制度や対応の事業以外に富士吉田市で独自に行っている障害者や障害児に対する事業が私の思っていた以上に多かったことに感心した。障害者・障害児の家族にとって心強い対策と思う。

しかし、市単独で行える事業は、ほかにも色々あると考える。行政が考えて行うだけの事業とせず障害者・

障害児や家族の意見を聞きながら、現在の制度や対応策等に改善点があれば、それを見直す心のこもった事業を起こすことである。

重症心身障害児を持つ親御さんが在宅で介護している場合、お子様が中学生くらいになると、体格も大きくなり、食事や排せつ、特に入浴などの介助が難しくなる。また、介護している家族が体調を崩すなどの、緊急時における障害者、障害児を預けられる施設が少ないので富士吉田市として考えてもよいのではないか。子供が、成長するにつけて保護者が高齢になった時、また、亡くなつてからのことを考えると確実に入所できる施設がこの地域にあるか、不安であるとも聞く。

市長は3期12年間に起債、市における借金を大幅に減らし、財政状況を立て直した実績がある。財源の一部を市の単独事業費に充てるなど市民全員が元気で暮らせるまちづくりは、市長の得意な分野の一つであるとも考えるが市長の考え方を教え願う。

一方、福祉や医療施設を

考えると、郡内地域と国中地域に大きな格差がある。

私の調べでは郡内での精神科医療は、公立では富士吉田市立病院週2日の外来診療のみであり、民間では、都留・上野原・西桂町に一軒ずつ。入院設備に至っては都留と上野原の民間病院のみである。国中においては公立3件、民間9件、重度心身障害者・障害児の入所施設に至っては公立として国中には3件あるが、郡内にはない。医療的ケア児の施設についても、公立民間施設を含めて、国中では4施設あるのに対して、郡内にはない。郡内の重度心身障害者・障害児が入所するには国中の施設を利用するしかないが、施設に空きはなく、また、施設を利用するには車を利用するしかない状況であり本人と家族の負担が非常に大きい。

市長は、このような重症心身障害者・障害児のための保健、医療、福祉、教育事業のうち市単独施設の建設や運営を行うべき事業があると考えているのか、それとも、国県とともに事業展開を図るべきと考えて

いるのか市長の考えを伺う。

去る11月13日の山梨日日新聞に支援学校の新設を検討と県特別支援教育振興審議会から山梨県教委に対する答申案が取りまとめられた。県全体においても、保健、医療、福祉、教育などの様々な支援の不足を感じたからこその答申案と私自身は思った。

市独自の施設建設や運営事業は難しいと市長が考えるのであれば、この富士北麓の長兄として堀内市長は、富士北麓の首長を取りまとめ、国中と郡内地域の福祉医療施設を含めた格差の是正について立ち上がった頂きたいと考えるがいかが。市長の考え方を教えてください。

●2回目の市長答弁

障がいを持つ方々、また支える家族のために本市独自で行っている事業については、障害者とその家族の御意見、御要望を聞きながら実施している。

まず、財源の一部を市の単独事業費に充てることについてだが、先ほどの答弁のとおり、障がいのある方

々のニーズに応え、必要なサービスを受けられるようにすることが私の政治信念でもあるので、障がいを持つ方々のための施策として、市単独の事業展開も継続的に進めていく。

次に、重症心身障害者や障害児のための市単独での施設建設や運営についてだが、福祉施設や医療施設に郡内地域と国中地域との間で大きな格差があることは、私が市長に就任以来、痛切に感じていることであり、その実情を聞くたびに心を痛めている。

また、重症心身障害者だけではなく、障がいの特性から在宅での介護が困難となり、施設への入所を待っている方がいることも承知している。

本市としては、様々なニーズに合わせて、市独自にソフト面での施策を行っていきたくと考えている。また、施設整備や運営を担っていくことの必要性も認識しているが、郡内地域全体において障害者や障害児の保健、医療、福祉、教育事業という幅広い分野での格差是正に向け、取り組んで

いくことが重要であるので、事業展開については、国や県に要望していく。

次に、郡内地域と国中地域との格差是正に向け、富士北麓地域を代表してリーダーシップを発揮してもらいたいとの御意見だが、平成25年に重症心身障害児の保護者からの施設整備に向けた御要望をいただき、富士北麓地域の町村長及び都留市長にお声がけをし、山梨県知事に施設整備の陳情書をお渡しした経緯もある。今後においても、障害者・障害児とその家族がこの地域で安心して暮らせるよう、郡内地域の市町村と連携を図りながら誠心誠意努力していく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

伊藤 進 議員



①小中一貫コミュニティスクール導入について

●1回目の質問

市長のマニフェスト「未来にはばたくふじよしだ」の教育に関する部門には「小中一貫教育のための特別校の創設が掲げられている。

まず私は、「小中一貫」に特化せず、本市で活動しているコミュニティスクールについてお聞きする。

コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置し、学校と保護者、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みを言う。

コミュニティスクールの我が国の導入状況としては、平成29年4月の3600校から、平成30年4月で1832校増の5432校となっており、学校運営協議会の設置が努力義務化された一年間で、実に1.5倍に増えている。

山梨県でも小中学校22校が導入済みで、本市では吉田小学校が平成30年6月から導入している。山梨県教育委員会が本年6月に行ったコミュニティスクール導入に関する調査では、本市は今後も、コミュニティスクールの導入を進めていくとのことである。

一方で、市の教育委員会担当者から、コミュニティスクールの導入に対し、先生方から負担が増えるとの声があると聞くが、具体的にどのような負担が増えるのか。またコミュニティスクール導入に向けた今後のプランと、県教育委員会に回答したコミュニティスクール導入に関するタイムスケジュールなどお聞かせ願う。

●1回目の教育長答弁

コミュニティスクールの導入については、吉田小学校で平成29年度に山梨県教育委員会より「コミュニティスクール導入促進事業」の指定を受け、PTA総会での保護者への概要説明等を経て、昨年6月に、市内で初めてのコミュニティスクールとなった。

コミュニティスクールの導入に伴う先生方の負担としては、吉田小学校のコミュニティスクールでは、学校行事支援部や読書活動支援部及び環境整備支援部等の活動計画に教諭が多くの時間を費やしており、さらに、教頭は校内の主たるコーディネーターであるため、各種連絡調整に追われる毎日という現状がある。

今後のコミュニティスクール導入についてのプラン及びタイムスケジュールについてだが、このような状況を鑑みて、コミュニティスクールの運営の在り方について、更に検討し、改善していく必要があると考えている。

このようなことから、学校運営協議会において学習会を開催し、地域と協働して学校運営を進めることの認識を深めるために、教育活動についての意見交換を行っている。

今後は、吉田小学校でのコミュニティスクールをモデルケースとして、運営状況の検証を踏まえ、地域住民と学校との協働活動の醸成を確認する中で、他の小中学校へのコミュニティスクール導入を検討していく。

●2回目の質問

私は、平成26年度に吉田第二小学校PTA会長を務め、この当時学んでいた政策学校でコミュニティスクールの仕組みを知った。三鷹市の教育長や全国コミュニティスクール連絡協議会会長を歴任した方の講義を聴く機会があり、コミュニティスクールの本質的意義はどこにあるのか、そもそも学校は誰の為にあるのか、「第一に子供の為であるのは当然のことながら、第二には税金を通じて教育費を支出している「保護者、あるいは地域住民のため」とのことだった。

また私は、当時のPTA本会役員と共に三鷹市の教育委員会を訪れ、コミュニティスクールについての研修も受けた。三鷹市では小中一貫コミュニティスクールの仕組みを取り入れており、小中一貫を行う最大の目的は「中一ギャップ」といわれる小学校から中学校への進学時に生じる「不登校」「いじめ」「学力低下」など様々な問題を解決することにあるとのことだった。

前述した市長マニフェストには「下吉田第一小学校特認校の導入に加え、隣

接している小中学校で6年間と3年間の義務教育期間を一貫して行う、小中連携型の教育活動を地域の皆様にもご協力をいただきながら進めていきたいと考えています。小中一貫校での教育活動により、中一ギャップを解消することが期待され、地域を愛する心を育てることもできると確信しています」とある。

私もこのマニフェストには大きな賛同を持ち共感しているところだが、小中一貫校具現化に向けてどのような形で進めていくのかお聞かせ願う。

伊藤議員御発言のとおり、私も「中一ギャップ」への対応は非常に重要と考えており、全国的にも様々な教育的取組が行われている。

そのような中で、本市は、山梨県小中連携研究協議会に参加し、教育課程や学校運営の在り方、教員の配置など様々な課題等を把握し、先進地事例から小中一貫教育の導入には、数年間の準備期間が必要であることがわかった。

また、その他の小中学校においても、中学校生活の不安感を軽減するために、小学校6年生の中学校での授業や部活動見学、中学校教員による小学校での出前授業等を行っている。

このような中、喫緊の課題である「中一ギャップ」の解消のため、現在本市において実践している小中連携の教育活動は、とても有益と捉えており、当面は、富士小学校と富士見台中学校、明見小学校と明見中学校の4校で行っている小中連携活動を他の小中学校においても効果的に取り入れていく。

その上で、小中一貫教育も含める中で、市内小中学校の実態に即した有効な教育形態について継続して検討していく。

下吉田地区の4つの小中学校を下吉田学園とし、同じく上吉田地区の3校を上吉田学園、明見・上暮地区の4校を富士見学園とし、それぞれ小中一貫校とする。

●3回目の質問

小中一貫コミュニティスクールについて私の提案を述べたい。まず市内に小中一貫の学校エリアを3か所作る。

下吉田地区の4つの小中学校を下吉田学園とし、同じく上吉田地区の3校を上吉田学園、明見・上暮地区の4校を富士見学園とし、それぞれ小中一貫校とする。

●3回目の質問

小中一貫コミュニティスクールについて私の提案を述べたい。まず市内に小中一貫の学校エリアを3か所作る。

この学園では、小中学校で授業を連携し、中学校の先生が小学校で教えたり、小学校の先生が中学校で教えたりする。部活動などの文化やスポーツの交流もしていく。運動会などでも交流できる種目を考えていく。

例えば、下吉田第一小学校の「やぶさめ」という伝統ある表現を下吉田中学校の運動会などで披露する。児童数が減っている下吉田第一小学校も下吉田学園としての連携により集団での活動も可能となる。各学園に独自の学園の歌や旗を作り、各学園の児童生徒に一体感を持たせる。コミュニケーションの根幹となる学校運営協議会も連携して開催し保護者や地域住民の協力のもと行う。

勉強のできる子どもでできない子どもも裕福な子どもも貧しい子どもも障がいのある子どももみんなが差別されずに手を携えて生きていける地域社会、それこそが私たちの目指す成熟した社会と言える。

学校が小中一貫コミュニケーションスクールになったからと言って、それがすぐに子供たちの学力向上に繋がり、いじめや不登校がなくなるという訳ではない。しかし、小中一貫コミュニケーションスクールにすることによって保護者や地域住民、教員に大きな意識変化をもたらし、それは間違いなく子供たち

にもプラスに作用する。私の提案に関して執行者の見解を伺う。

●3回目の教育長答弁

小中一貫コミュニケーションスクールについての御提案があったが、本市の小中一貫教育を含めた教育形態についての考え方やコミュニケーションスクールについての取組は、先ほど答弁したとおりである。

その上で、全ての人が助け合い、支え合って生きていく社会の形成や、地域が協力して子どもたちを育てることはとても重要であると考えており、子どもたちが多様な考え方に触れる中で資質や能力を伸ばすことができるよう、地域住民と学校との協働の在り方について今後も検討していく。

②新倉山浅間公園スロープカー設置について

●1回目の質問

新倉山浅間公園忠霊塔地域の開発整備については、平成29年12月定例会において桑原守雄議員が、小型ケーブルカー敷設について一般質問している。市長は「関係団体との調整をはじめ、民間業者の参入や費用対効果、整備後の管理運営方法などを含め、関係機関と協

議を行う中で、総合的な観点から慎重に調査研究して参ります」と答弁しているが、平成29年から今日までの2年間小型ケーブルカー敷設について、どのように調査研究してきたのか具体的な内容をお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

新倉山浅間公園への小型ケーブルカー敷設に係る調査研究についてだが、2年前の答弁のとおり、ケーブルカー等の輸送手段の整備は大規模な開発になるものであり、関係団体との調整をはじめ、民間事業者の参入や費用対効果、整備後の管理運営方法等も含め多くの課題があり、その認識は今も変わっていない。

このような中、まずできることとして、本年4月、桜まつりにおいて、実証実験としてタクシー協会との連携により境内地から忠霊塔までの運行を行った。乗降場所で混雑はしたものの、来訪者の輸送について一定の効果があることがわかった。また、民間事業者に依頼し、咲くや姫階段に隣接するつづら折りの道路に電動カート（の走行調査を行ったが、人との接触の危険性や運行要員の確保、輸送人数、冬季の移動時期の問題など維持管理の課題が指摘されている。

道敷地や高速道路等との関連など、軌道敷の確保を含め関係機関や民間地権者等との間に用地取得・利用といった大きな課題があることもわかつている。

輸送手段の整備については、先ほどの答弁のとおり、その維持管理も含めた費用対効果、財源、運営手法等に加え、利用者の動線についての検討も必要になる。さらには、ルート選定に伴う発着場所やその所有者の問題、そこに至る交通アクセスなど周辺環境にも配慮しなければならぬ多くの課題があるので、引き続き総合的な観点から慎重な検討が必要と認識している。

●2回目の質問

私は、本年10月会派の研修で北九州市血倉山のケーブルカーとスロープカーを運営している血倉登山鉄道（株）を訪ねた。

ケーブルカーの敷設は、延長1100m、所要時間5分、定員200名、総工費は駅舎車両リニールアルプスを含め16億円。スロープカーは、延長159m、所要時間3分、定員40名、総工費1億700万円とのことだった。

ケーブルカーはよく聞く名称だったが、スロープカーは、今回の研修で初めて知った。スロープカーとは、その名の通り、主に、急な坂道や階段がある場合に、

バリアフリー対策として導入される跨座式のモノレール車両を言う。ケーブルカーは鉄道事業法が適用される一方で、スロープカーは、同法適用外のため、運賃設定も運輸局の指導対象外というメリットがある。例えば、市民や障害者手帳をお持ちの方を対象に、利用運賃を半額に設定することもできる。血倉山のケースでもわかるように、工費もケーブルカーに比べて10分の1で敷設可能である。

研修先で「英彦山も研修されたらどうですか」とのお話をいただき、急遽翌日、添田町の英彦山スロープカーにも研修で伺った。英彦山スロープカーは、全長1318mを約15分で結ぶ施設で、今まで歩いてしか行けなかった英彦山神宮奉幣殿までの道のりを誰でも気軽に楽しみながら行けるようになっている。バリアフリー対応で、車椅子やベビーカーのまま乗車することができ。

私は、このスロープカーの設置を新倉山浅間公園に導入することを提案する。建設ルートの案として麓駅から忠霊塔駅、アヤメの群生地までスロープカーであれば少しの用地で設置が可能で、費用の面でもケーブルカーに比べて安価で済む。来訪者等の輸送手段の整備において、様々な課題があることは私も認識している

が、四期目に入った市長のマニフェスト、「交流を拓く、新倉山浅間公園の周辺環境の整備、訪日観光客増加に対する体制強化、地域資源を活用した着地型観光の推進」こういったことを更に前に進めるためにも堀内市長のリーダーシップがあれば、実現可能であると大きな期待を抱いている。

来々、令和2年に本市は、市制施行70周年を迎える。このめでたき記念事業として新倉山浅間公園にスロープカーの設置を切に希望するが、市長の考えを伺う。

●2回目の市長答弁

伊藤議員が新倉山浅間公園におけるスロープカーの有効性等、輸送手段について研修されたことは心強く感じ、私もその必要性は認識している。

スロープカーの設置については、先ほどの答弁で挙げた課題に加え、ルート選定に伴う発着場所、利用者の動線や交通アクセス等周辺環境にも配慮しなければならぬ多くの課題もあるが、公園周辺の環境整備と並行して、引き続き総合的な観点から検討していく。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

渡辺 幸寿 議員



①学校教育について

●1回目の質問

急激な技術革新で情報が溢れる現代において、これからの社会を作り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い自分の人生を切り開いていけるよう資質・能力の育成と向上を目指した新学習指導要領が文部科学省より平成28年に改訂され、移行期間を経て令和2年度から完全実施される。

改訂された新学習指導要領は、令和2年4月より小学校から、令和3年中学校、令和4年高等学校の順に完

全実施となる。

今回の新学習指導要領では、新たな教育内容の改正ポイントが示されている。

第1に外国語教育の充実がある。新たに小学校3年生・4年生で年間35単位の間の外国語活動が行われ、5年生・6年生においては、今まで年間50単位の間のものが70単位の間に増加し新たな教科となる。

第2にプログラミング教育であり「プログラミング的思考」と言って、自分の考えを実現させるため各教科の中で論理的に、コンピュータ等を活用してプログラムを作成して必要な技術や思考力を養っていく教育である。その他に道德の教科化・言語能力の確実な育成、理数教育の充実など非常に多くの内容が盛り込まれている。

第3に全教育活動に関し

て、言語活動に対して正確に理解し適切に表現し伝え合う力を高める「資質・能力」を育成することを目指すところ。

この新学習指導要領が来年4月から小学校を始めとして完全実施されるにあたり、現在の教育環境はどうなっているのか、保護者の中で心配がある。本市でも、ここ数年の間に情報通信機器がかなり整備されているが、学力向上に今後どのように繋げていくのかお尋ねする。

1、児童の英語力の向上に向けてどのような取組を行うのか。

2、児童生徒へのパソコン・タブレットなどの整備計画はどう考えているのか。

3、電子黒板など情報通信技術の環境整備計画はどう考えているのか。

4、プログラミング教育・言語活動を重視した授業作りへの教職員の知識・技術等の研修計画と支援体制をどう考えているのか。

5、新たな教育課題に対応して教員の多忙化が深刻になる中、子供と向き合う時間を確保することは大丈夫

なのか。

6、本市でも、教職員の人材不足を耳にするが、外国語専科教員・外国語指導講師等の確保はどうなっているのか。

これらの諸問題についてお聞かせ願う。

●1回目の教育長答弁

まず、1点目の児童の英語力の向上に向けた取組についてであるが、本年度と令和2年度を比較すると、小学校3・4年生の外国語活動が年間15時間から35時間に、5・6年生の外国語科が年間50時間から70時間に増加する。この授業数の増加に向けた対策として、外国語指導講師を現状の9名から11名に増員することを計画している。特に、新たに教科書が導入される外国語科については、市内統一の学習指導案を作成し、小学校教員の授業づくりを支援するとともに、小学校教員に向けた外国語科授業研修を行うことにより、指導力の向上に努めていく。

次に、2点目の児童生徒へのパソコン・タブレットなどの整備計画及び3点目の電子黒板など情報推進技術の環境整備計画についてであるが、文部科学省は、新学習指導要領の実施を見据え、第3期教育振興基本計画において、学習者用コンピュータや電子黒板及び無線LAN環境の整備など、学校のICT環境整備の加速化を図ることを明記した。この整備方針に基づき、本市においては、各教室でタブレットパソコンによる授業ができるように、順次、各教室に無線LAN環境の整備を行い、タブレットパソコン及び電子黒板を導入することを計画した。

本年度中には、小学校3校と中学校2校にタブレットパソコンを導入し、また、電子黒板については、既に小学校3校へ整備が完了している。

次に、4点目のプログラミング教育・言語活動を重視した授業づくりへの教員の知識・技術等の研修計画と支援体制についてであるが、プログラミング教育用の機器を活用しながら全小学校で先行研究授業を実施し、市内全小学校で統一された学年別の年間指導計画

を作成するなど、教員への知識・技術の習得を支援している。さらに、今後は富士吉田市情報教育研究会の活動を活性化し、同じく小学校学年別のプログラミング学習指導案を作成し、教員の授業づくりを支援していく。また、言語活動を重視した授業づくりについては、近年継続している教育課題であり、山梨県教育委員会主催の教育課程研修会においても重点をおいていることから、それらを踏まえて学校教育のどのような場面でも言語活動の発達を図る教育課程が編成されるよう、年間学習指導計画の見直しを全小中学校で行っていく。

次に、5点目の教員の多忙化が深刻化する中、いかにして子どもと向き合う時間を確保するかについてであるが、本市は県や県内他市町村に先立ち、教員の事務を効率化するシステムを導入し、事務量を削減している。また、昨年度末には全小中学校に留守番電話を設置し、保護者の御理解のもと業務を改善した。さらに、市内小中学校へ通う児

児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、本年10月から実施している給食費無償化については、保護者ばかりではなく、教員の事務作業の軽減にもつながっている。

次に、6点目の外国語専科教員、外国語指導講師等の確保についてであるが、現在外国語専科教員は市内に2名配置されており、各小学校を巡回指導することで授業づくりを指導している。

外国語専科教員は山梨県教育委員会が本市への配置を決定していることから、本市としては、あらゆる機会を通じて継続配置の実現を山梨県教育委員会に要望している。また、外国語指導講師については、小学校で充実した教育活動を行うために優秀な人材の継続的な配置を主眼とし、経験の浅い外国語指導派遣講師の資質の向上のため、充実した教育活動を保証するため派遣企業と連携を密にし、校内のコミュニケーションの充実や教員、外国語派遣講師相互の研修を進めている。

●2回目の質問

外国語指導講師を9名から11名に増加して、市内11校各小・中学校に配置していくとの事、大いに評価する。

しかしながら、外国語専科教員の継続配置を要望しているというが、新学習指導要領は、旧学習指導要領より大きく変わり増加を求めると思うが、見解をお聞かせ願う。

次に、情報通信機器の環境整備状況、及び支援を必要とする児童生徒に対する環境整備を順次進めていると聞き安心した。全小・中学校の11校全体の環境整備はどうなっているか。早く環境整備が出来た学校と遅くなってしまう学校で、実施できる授業等に「格差」が生じる可能性を私は心配する。どのような形で完了するのかお聞かせ願う。

次に、教職員の多忙化について再度伺います。教職員の事務の効率化システムを導入して事務作業の軽減をしたと答弁しているが、先般、新聞紙上にもあった「山梨県公立小中学校長会」のアンケート結果では、95

%余りの教員がまだまだ多忙感を抱え、改善されたとはいえないと答えている。より多くの子供達と向き合う時間を確保するため、教職員の増加とともに事務職員も増加を考える必要があると考えるが、その点どうなのかお聞きます。

先般、長岡市に議員研修の折、長岡駅近くの施設で「小林虎三郎」の「米百俵」の「人材育成が肝要である」との教育に寄せる熱い思いを見た。戊辰戦争によって生活に困窮していた人達に「国が興じるのも街が栄えるのもことごとく人にあり、人物を養成する事は街づくりである」と語つたと記されていた。

本市においても、児童生徒に対し時を同じくして環境整備を予算化し完了してもらいたいと思う。

最後に、授業時間の対応についてお聞きします。新学習指導要領の改訂により、習得から活用という授業に変化した外国語教育・プログラミング教育・言語能力の確実な育成などによる授業時間数が小学校は3年生から6年生において各学級、

年間20時間、週あたり1時間増加する。

今後の授業数の増加に伴い、授業の在り方については、学校教育法施行規則の中で設置者である市教育委員会の判断により、授業形態も柔軟に対応することが可能になっている。本市として、いかに児童生徒の教育環境の保持、学力向上をさせていくのかお聞きます。

●2回目の教育長答弁

まず、外国語専科教員の配置増加についてであるが、現在外国語専科教員は市内に2名配置されており、各小学校を巡回指導することで授業づくりを指導している。外国語専科教員は山梨県任用職員であることから、本市としては、あらゆる機会を通じて更なる配置の改善を山梨県教育委員会に要望していく。

次に、市内小中学校11校の情報通信機器の環境整備及びどのような形で環境整備を完了するのかについてであるが、小中学校のタブレットパソコンは、既存のパソコン教室の機器の賃貸借契約満了時に導入する計

画となっており、電子黒板については、情報通信機器の環境に学校間の格差が生じないよう、タブレットパソコンが未整備の学校から既に導入している。

次に、教員がより多くの子どもたちと向き合う時間を確保するために、教職員の増加とともに事務職員も増加を考える必要があることについてであるが、本市においては、県では配置しきれない市内全小中学校に本市独自に市費負担教員及び特別支援教育支援員を配置し、各教科の授業や学年事務、また、教員の授業補助を行うことにより、教員の授業負担や事務作業量の軽減に取り組んでいる。

また、小中学校の教員及び事務職員は、ともに山梨県任用職員であることから、教職員の増員配置については、今後も山梨県教育委員会へ強く要望していく。

次に、新学習指導要領の全面実施に伴う授業時間の増加に対して、本市としていかにして児童生徒の教育環境を保持、向上させていくかについてであるが、授業時間の増加に伴い、小学

校3年生から6年生は6時間授業の日がおおむね週1日増えることとなり、児童の放課後の活動は困難になるとともに、学習への負担も増加することになる。本市では、外国語科やプログラミング教育において市内で統一した年間指導計画・学習指導案を作成するなど、分かりやすい授業作りを進めることで児童の学習への負担を軽減する。

さらに、小中学校でデジタル教科書を使用した授業作りを進めるとともに、学校内外の諸行事を見直すよう各学校に促し、児童生徒が学習に集中できる環境作りに努めていく。

議案等の審議結果（12月定例会）

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果	
報告第13号	債権の放棄について	12/5 報告	—	—	—	—	—	—	議長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報告	
議案第60号	富士吉田市行政組織条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第61号	富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第62号	富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第63号	富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第64号	富士吉田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	建設 水道	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第65号	令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第66号	令和元年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第2号	富士吉田市「転倒予防都市宣言」を求める請願について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議案第67号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	工事請負契約の締結について (緊急情報伝達システム整備工事)	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	令和元年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	令和元年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	令和元年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	令和元年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	令和元年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算 (第1号)	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第76号	人権擁護委員の推薦について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第77号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第79号	富士吉田市「転倒予防都市宣言」を求める意見書について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。

※お詫びと訂正

議会だより第147号2ページ中「平成30年9月定例会」とあるのは、正しくは、「令和元年9月定例会」の誤りです。訂正し、お詫びします。